



葉物野菜の高騰が止まりません。昨日は近所のスーパーでキャベツが1玉280円でした。夏の高温や雨が降らないことが原因のようです。お米や物価の優等生といわれてきた卵も値上がり、きのこ類も値が上がり、いよいよ八方ふさがりの状態ですが、唯一もやしだけは、どこのスーパーも大きな値上げはしていない感じです。しばらくはもやし頼りの生活が続きそうです。



1. 育児介護休業法

●改正育児介護休業法、まもなく開始！

～R7.4とR7.10の2段階～

→改正育児介護休業法（令和6年4月号参照）がいよいよ開始します。おもなものの開始時期について見てみましょう。

【R7.4.1～】※来月から！

・所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大

→小学校就学前まで

・子の看護休暇の取得事由・対象の子の範囲の拡大等

→入園式等も可で3年生まで。勤続6ヶ月未満も対象に。

・介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置の義務づけ

→家族の介護の申出のあった従業員へ制度周知・取得の意向確認を行う。40歳時等介護直前に事前に介護休業制度等の情報提供。研修の実施等。

【R7.10.1～】

・柔軟な働き方を実現するための措置等の義務づけ

→3歳から小学校就学前まで、短時間勤務等2つ以上の措置の中から従業員が1つを利用可。3歳前までに制度の周知・取得の意向確認を行う。

・仕事と育児の両立の個別の意向聴取・配慮の義務づけ

→妊娠・出産等の申し出時、3歳前までに勤務時間帯等について意向聴取を行い意向に配慮すること。

2. 時間外労働

●医師の時間外労働 Q&A

～宿日直手当？通常の賃金？～

→時間外労働の上限規制が医師へも適用されてまもなく1年になります。みなさま対応は万全でしょうか？この度Q&Aの内容が更新されたので、見てみたいと思います。

<医師の時間外労働 Q&A>

Q1. 管理監督者である医師にも、勤務間インターバルを確保する必要があるか？

→義務の対象ではない。

Q2. 宿日直中に急患が多数搬送されてやむを得ず宿日直勤務中の医師が急遽診療を行った。その医師が、①日勤も行う常勤の医師であった場合、②宿日直許可を受けた宿日直勤務のみを行う非常勤の医師であった場合、当該業務に対する賃金はそれぞれどのように支払えばよいか。

→①②ともに診療等通常業務を行った時間について、通常の賃金や割増賃金の支払が必要。

Q3. 医師が宿直に就けるのは1人週1回までで許可を受けている。当初宿直に入る予定であった医師が急遽欠勤しやむを得ず別の医師に宿直をさせたため、当該医師は週に2回宿直を行うことに。この場合、当該医師の2回目の宿直に対する賃金としては、宿日直手当を支払えば足りるか。

→2回目は通常の賃金や割増賃金の支払が必要。

→通常賃金支払が必要な時間数の把握が困難を極めそうです。

今月のピックアップ

●健康保険・介護保険料率変更！～R7.3から～

愛知は健康保険10.03%・介護保険1.59%へ、料率が変更になります。給与計算の際は注意しましょう。詳しくは「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」にてご確認ください。

●雇用保険料率、引き下げ！～8年ぶり～

全体負担分で15.5/1000→14.5/1000（建設は18.5/1000→17.5/1000）へ、従業員負担分で、6/1000→5.5/1000（建設は7/1000→6.5/1000）へダウンします。4月から変更です。

お問い合わせ先

〒460-0003

名古屋市中区錦2-15-19

アゼット錦ビル5B

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

